



島根県報

平成18年7月14日(金)

号外第94号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

規 則

島根県立農業大学校学則の一部を改正する規則	(農業経営課)	1
島根県立高等技術校規則の一部を改正する規則	(労働政策課)	2

公布された条例等のあらまし

島根県立農業大学校学則の一部を改正する規則(規則第73号)

1 規則の概要

- (1) 入学料の減免に関する規定の整備(第20条・第24条関係)
- (2) その他規定の整備

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

島根県立高等技術校規則の一部を改正する規則(規則第74号)

1 規則の概要

- (1) 引用する条項の整理(第13条関係)
- (2) 入校料の減免に関する規定の整備(第18条関係)
- (3) その他規定の整理

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

島根県立農業大学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年7月14日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第73号

島根県立農業大学校学則の一部を改正する規則

島根県立農業大学校学則(昭和57年島根県規則第52号)の一部を次のように改正する。

第8条(見出しを含む。)から第10条までの規定中「入学試験」を「入学検定」に改める。

第20条中「基づく」の次に「入学料、」を加え、同条の表授業料の項中「授業料」を「入学料及び授業料」に改める。

第21条中「授業料等」を「授業料及び寄宿舍使用料」に改める。

第24条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「授業料等の減免を」を「授業料又は寄宿舍使用料の減免を」に、「授業料等の減免の」を「当該減免の」に改め、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

知事は、入学料の減免の決定を受けた者が条例で定める減免事由に該当しなくなったときは、入学料の減免の決定の

全部又は一部を取り消すことができる。

様式第1号注を次のように改める。

注1 写真欄には、出願前6月以内に無帽で正面から上半身を撮影した写真で、裏面に氏名及び撮影年月日を記入したものをはり付けてください。

2 連絡先欄は、現住所以外の場所に連絡を希望する場合のみ記入してください。

様式第8号中 「

授 業 料	有 ・ 無
-------	-------

」 を

「

入 学 料	有 ・ 無
授 業 料	有 ・ 無

」 に、「授業料・寄宿舎使用料」を「入

学料・授業料・寄宿舎使用料」に改める。

様式第9号中 「

減免項目	減免区分	減免月額	減免期間	減免総額
------	------	------	------	------

」 を

「

減免項目	減免区分	減免月額	減免期間	減免総額
入 学 料	全額免除 半額免除	/	/	円

」 に改める。

様式第10号中 「

減免項目	減免区分	減免取消月額	減免取消期間	減免取消総額
------	------	--------	--------	--------

」 を

「

減免項目	減免区分	減免取消月額	減免取消期間	減免取消総額
入 学 料	全額免除 半額免除	/	/	円

」 に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

島根県立高等技術校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年7月14日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第74号

島根県立高等技術校規則の一部を改正する規則

島根県立高等技術校規則（昭和45年島根県規則第3号）の一部を次のように改正する。

第13条中「第3条第1項」を「第3条第2項及び第3項」に改める。

第14条中「授業料、入校料」を「入校料、授業料」に改め、同条の表授業料及び入校料の項中「授業料及び入校料」を「入校料及び授業料」に改める。

第15条中「授業料等」を「授業料及び寄宿舍使用料」に改める。

第18条第 2 項中「前項」を「前 2 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項中「授業料等の減免を」を「授業料又は寄宿舍使用料の減免を」に、「授業料等の減免の」を「当該減免の」に改め、同項を同条第 2 項とし、同条に第 1 項として次の 1 項を加える。

知事は、入校料の減免を受けた者が条例で定める減免事由に該当しなくなったときは、入校料の減免の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

様式第 8 号中「授業料・入校料」を「入校料・授業料」に改める。

様式第 9 号中

授 業 料	全額免除 半額免除	円	年 月 日から 年 月 日まで	円
入 校 料	全額免除 半額免除			円

を

入 校 料	全額免除 半額免除			円
授 業 料	全額免除 半額免除	円	年 月 日から 年 月 日まで	円

に改める。

様式第10号中

減免項目	減免区分	減免取消月額	減免取消期間	減免取消総額
------	------	--------	--------	--------

を

減免項目	減免区分	減免取消月額	減免取消期間	減免取消総額
入 校 料	全額免除 半額免除			円

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

